

●別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊者が支払うべき総額			
	宿泊料金	追加料金	税金
内訳	(1) 基本宿泊料 (2) サービス料 ((1) ×10%)	(3) 飲食料及びその他の利用料金 (4) サービス料 ((3) ×10%)	a. 消費税

備考 1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。